

## (2) いじめの発見の状況

実 態	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>(いじめの早期発見のための措置)</p> <p>国、地方公共団体、学校等は、いじめの相談体制等を整備するとともに、学校の設置者及び学校は、いじめの早期発見のために、定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする（法第16条）。</p> <p>国の基本方針では、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要であるとされている。また、相談体制の整備に際しては、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要であるとされている。具体的な相談体制の整備については、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置、弁護士等の専門家の派遣、生徒指導専任教員の配置等が規定されている。また、具体的ないじめの実態把握の方法については、定期的なアンケート調査や、教育相談・個人面談の実施、教職員と児童生徒の間で日常行われている個人ノート・生活ノート等の日記や家庭訪問の活用等が規定されている。なお、これらにより集まったいじめに関する情報は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で共有することが必要であるとされている。</p> <p>これらに基づき、文部科学省は、SC及びSSWの配置に係る経費補助、都道府県及び指定都市の教委における全国統一ダイヤルによる「24時間子供SOSダイヤル」の整備等を実施している。</p>	<p>図表2-(2)-①</p> <p>図表2-(2)-②</p>
<p>(学校におけるいじめの実態把握のための具体的な方法等)</p> <p>平成28年度問題行動等調査によると、学校におけるいじめの実態把握の具体的な方法は、「アンケート調査の実施」が97.7%、「個別面談の実施」が88.6%、「個人ノート等」が54.1%、「家庭訪問」が61.8%となっている。また、いじめの発見のきっかけをみると、「学校の教職員等が発見」が66.0%となっており、そのうち、「アンケート調査など学校の取組により発見」が全体の51.5%となっている。一方、「学校の教職員以外からの情報により発見」が34.0%となっており、そのうち、「本人からの訴え」が全体の18.1%となっている。</p>	<p>図表2-(2)-③</p> <p>図表2-(2)-④</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、調査対象とした20県教委、40市教委及び249校（99小学校、99中学校及び51高等学校）における①いじめの実態把握の取組状況、②いじめに係る情報の共有や記録等の状況を調査したところ、以下のとおり、いじめ</p>	

の発見に際して工夫している取組がみられた。

#### ア いじめの実態把握の取組状況

(いじめの相談体制等の整備に当たって工夫している取組)

- 市教委は、いじめを受けている児童生徒又はその保護者が助けを求めることができるよう、また、いじめに気付いた第三者（他の児童生徒や大人）が通報できるよう、平成27年11月にいじめに関する外部通報窓口である「いじめSOS」を設置している。「いじめSOS」は、弁護士事務所に運営を委託することにより、法的な専門性、第三者性（外部性・独立性）、秘密厳守への信頼性を確保している。相談は、ウェブサイト上の入力フォーム、電子メール又はファクシミリのいずれの方法でも可能となっている。

図表2-(2)-⑤

(いじめられたことを誰にも相談していない児童生徒の把握に関し工夫している取組)

平成28年度問題行動等調査では、「いじめられた児童生徒の相談の状況」で、「誰にも相談していない」割合が6.6%（2万1,366件）となっている。また、平成28年中に警察が取り扱ったいじめに起因する事件（注）の被害少年の相談状況では、誰にも「相談しなかった」割合は12.1%となっている。

図表2-(2)-⑥

なお、調査対象とした市が独自に実施した実態調査の結果によると、いじめられたことを誰にも相談していない児童生徒の割合は、重篤ないじめを受けている者ほどその割合が高い傾向となっている。

図表2-(2)-⑦

（注） 「いじめに起因する事件」とは、警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

これらのことから、いじめられたことを誰にも相談していない児童生徒の把握に係る取組は重要であり、当該児童生徒の実態把握に関し、次のような工夫している取組がみられた。

図表2-(2)-⑧

- ① 県教委では、子供からの訴えを確実に受け止めるための体制を構築し、いじめの早期発見に資するため、平成26年度から、全ての公立学校において、SCによる対象児童生徒全員の面接を義務付けている（認知件数が増加する小学5年生、中学1年生、高校1年生を対象）。本取組の成果は、「児童生徒からの訴えが増えた」とする学校の割合が平成26年度13.4%から27年度62.6%に増加しており、県教委は本取組の成果は明らかであるとしている。
- ② 小学校では、コミュニケーションが苦手な児童や、誰にも相談できない児童が相談しやすい環境をつくるため、児童が相談したい教職員を指定し、何でも相談できる手紙・相談カードの導入や面談の実施等を行っている。
- ③ 市教委は、平成28年度から、いじめを誰にも相談しない児童生徒の

理由や背景等を分析することで、一人で抱え込んでいる状況からの改善を図ることとしている。誰にも相談しない理由が「相談しても改善が期待できない」など相談体制にある場合には、相談しやすい体制づくり、SCの配置の充実、学校外の相談窓口の一層の周知など誰にも相談しない児童生徒の減少に向けた施策に反映する予定としている。

(いじめのささいな兆候を発見するために工夫している取組)

- ① 小学校では、自己肯定感が低い児童や、発達障害の傾向にある児童などをあらかじめリストアップして、該当する児童を見守り対象とするとともに、毎月、全児童に対し、自分や友達の良い面を報告させている。見守り対象とした児童については、自己肯定感の推移を確認するとともに、暴力を振るう等いじめを行いやすい児童については、個別指導計画を作成し、目標を設定して計画的に指導している。
- ② 高等学校では、学校基本方針に、「新入生への対応として、入学前に中学校との情報交換を行い早期対応に努める」と規定し、毎年、入試に合格した生徒が在籍する中学校に対し、3月下旬に中学校訪問及び情報交換会を実施している。本取組により、「性格的におとなしい」、「コミュニケーションを取るのが苦手」等の理由で「高校生活に馴染めないおそれがある」、「いじめが心配」との情報がある生徒もいたことから教職員で情報共有したため、当該生徒へのいじめは確認されていない。

図表2-(2)-⑨

(アンケート調査等に関し工夫している取組)

- ① 市教委では、小学4年生から中学3年生までを対象としたQ-U (注) (楽しい学校生活のためのアンケート) を実施している。当該アンケートの分析結果に基づき、学級生活不満足群の児童生徒の個別面談、要支援群の児童生徒の情報共有等に学校全体で取り組んでいるなど、Q-Uを実施している全校で当該アンケートは効果があったとしている。

(注) 「Q-U」(Questionnaire-Utilities)とは、学校集団の状態を知り、より良い学級づくりにいかすための検査で、①居心地が良いクラスにするための学級満足度と、②やる気のあるクラスをつくるための学校生活意欲の尺度を測定するもの

- ② 県教委は、県内全ての公立学校に対して実施しているQ-Uの結果に基づき、各学校が学級満足度を高める集団づくりを効果的に行うための取組を平成25年度から実施している。同県教委では、3年間、各学校から収集した事例を分析・集約した「アンケート調査を活用した「いじめ」の未然防止と対応・取組の事例集」(平成28年3月)を作成し、県内全ての公立学校に対して配布している。本事例集は、実際にQ-Uの結果から不満足群等とされ、物を隠されるなどのいじめを受けた児童生徒に対して、学校が個別の支援を実践することにより、好転した

図表2-(2)-⑩

<p>事例などを紹介している。</p> <p>(生徒指導教職員の配置など人的体制の強化に関し工夫している取組)</p> <p>① 市教委は、各学校の中核的な教員をいじめ対策担当教員として専任化し、設置校に一人以上配置している(年間約2億円で加配教員等を措置)。いじめ対策担当教員は各教職員からのいじめの疑い情報の集約やいじめ対策委員会の運営、各クラスへの巡回指導等の活動を実施している。</p> <p>② 市教委は、平成28年度から新たに、元校長を「学校経営支援員」(週3回勤務)として雇用している。同支援員は、各学校のいじめ事案に関する情報を把握した上で、学校への巡回訪問や校園長会議に出席し、いじめ問題を含めた学校経営全般(教育管理・指導、人事管理)に関するアドバイスと教員の資質向上のための講話等を実施している。これにより、生徒指導上の問題の未然防止や解決に寄与しているとしている。</p>	<p>図表2-(2)-⑪</p>
<p><b>イ いじめに係る情報の共有や記録等の状況</b></p> <p>(いじめに係る情報の共有及び抱え込み防止や教職員の孤立防止に関し工夫している取組)</p> <p>① 中学校では、毎日、生徒指導主事が生徒指導便りを発行、全教職員に配付して、いじめの情報を含む生徒指導に関する情報を共有している。生徒指導便りには、i) 前日及び当日の欠席者、遅刻・早退者の氏名、ii) 気になる生徒に関する状況及びその対応等を記載しており、ii) については、各教職員が気になる生徒がいる場合、その都度、発行日の前日の夕方までに生徒指導主事に情報提供することとしている。また、いじめとして認知した事例も記載することとしており、どのような事例をいじめとして捉えるかの考え方の共有を図ることができるとしている。</p> <p>② 市教委では、平成28年度から、いじめ対応、学級経営、保護者対応など、職務上の悩みを抱える教職員からの相談を受け、経験豊富な元教員(2人)が助言・支援する「いじめ対応等相談教職員支援室」を設置している。平成29年2月現在の相談受付件数46件のうち、いじめに関するものは1件となっており、その内容は、発達障害に係るいじめの指導の在り方となっている。</p>	<p>図表2-(2)-⑫</p>
<p>(いじめに係る情報の記録及び保存に関し工夫している取組)</p> <p>○ 市教委は、児童生徒ごとに小・中学校9年間における問題行動等の案件を「生徒指導個別カード」として連続して記録及び保管し、進級・進学しても、過去に発生したいじめ等の事案が引き継がれる仕組みを構築している。</p>	<p>図表2-(2)-⑬</p>

図表 2-(2)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉

<p>(いじめの早期発見のための措置)</p> <p>第16条 <u>学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>3 <u>学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。</u></p> <p>4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。</p>
---

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(2)-② いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉

<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 いじめの防止等に関する基本的考え方</p> <p>(1) いじめの防止 (略)</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p><u>いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。</u></p> <p><u>いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等のために国が実施する施策 (略)</p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地方公共団体等が実施すべき施策</p> <p>① 地方公共団体として実施すべき施策 (略)</p> <p>② 学校の設置者として実施すべき施策 (略)</p> <p>○ <u>当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る。生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。(略)</u></p> <p>別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント (略)</p> <p>(1) いじめの防止 (略)</p> <p>(2) 早期発見</p> <p>① 基本的考え方 (略)</p> <p>② いじめの早期発見のための措置 (略)</p> <p>児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体</p>
--

制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。（略）

(3)・(4) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表2-(2)-③ 学校におけるいじめの実態把握の具体的な方法

(単位：%)

区分（複数回答可）	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
アンケート調査の実施	95.5	97.0	97.7	97.7
個別面談の実施	83.4	86.8	88.1	88.6
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	53.4	53.9	54.0	54.1
家庭訪問	57.6	59.9	61.5	61.8

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 複数回答可の方式である。構成比は、学校数に対する割合である。

図表2-(2)-④ いじめの発見のきっかけ

(単位：%)

区分	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
学校の教職員等が発見	68.1	66.0	66.3	66.0
アンケート調査など学校の取組により発見	52.3	50.9	51.5	51.5
学校の教職員以外からの情報により発見	31.9	34.0	33.7	34.0
本人からの訴え	16.8	17.3	17.2	18.1

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても、該当するもの（本表の区分のほか、「学級担任が発見」、「本人からの訴え」等）を一つ選択する方式によるものである。

3 構成比は、認知件数に対する割合である。

図表 2-(2)-⑤ いじめの相談体制等の整備に当たって工夫している取組

区分	内 容
教委等から独立した第三者性を確保した相談窓口の設置	<p>市教委は、いじめを受けている児童生徒又はその保護者が助けを求めることができるよう、また、いじめに気付いた第三者（他の児童生徒や大人）が通報できるよう、平成 27 年 11 月に「いじめ SOS」を設置している。「いじめ SOS」は、弁護士事務所に運営を委託することにより、法的な専門性、第三者性（外部性・独立性）、秘密厳守への信頼性を確保している。相談は、ウェブサイト上の入力フォーム、電子メール又はファクシミリのいずれの方法でも可能となっている。</p> <p>「いじめ SOS」の相談受付実績は、当該窓口を設置以降の約 1 年で 43 件、その多くは保護者からの相談であり、これらは既に市教委の設置校等が把握しているものとしている。</p>
弁護士等の専門家の相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、いじめや虐待などの電話相談の窓口として「いじめ専用ホットライン」を設置している。相談実績は、いじめのほか、虐待等を含めて年間 30 件程度となっている。</li> <li>市では、市教委が 24 時間体制のいじめの専用電話を開設するとともに、市長部局（いじめ対策推進室）も担当室内に弁護士等専門の相談員を配置し、子供や保護者等からの相談を受け付けている。受け付けた相談事案の対応については、常設の第三者委員会である「子どもをいじめから守る委員会」に報告・相談、審議</li> </ul>

	<p>の上、助言する仕組みとなっている。  (教育長等への聴取結果)  教委と市長部局がそれぞれ電話相談窓口を設けていることについて、相談できるチャンネルが増えたことが子供たちを救うきっかけとなればと思いきわぬとは考えていない。</p>
ワンストップの相談窓口等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、平成28年7月1日から独自に4人(校長OB、養護教諭OB等)を学校教育コンシェルジュとして配置し、いじめ問題のみならず、他の問題についても、ワンストップで保護者等からの相談を受けており、学校とは別の立場で、学校と保護者との間に立ち相談者に寄り添いながら対応することが期待されるとしている。</li> <li>県教委は、子供や保護者等を対象として、「いじめで悩む子ども相談員による電話相談」の窓口を設置している。相談員は、相談を受けた後、子供と担任との面談に同席することもあるなど、自主的な解決を側面的に支援する役割を担っている。</li> </ul>
相談カード付いじめ防止リーフレットの配付	<p>市教委は、平成25年度から、いじめの未然防止、早期発見等を目的として、児童生徒にいじめについての悩みごとを書いてもらい、それに対して返事をする、相談手紙付いじめ防止リーフレットを市立小中学校の全児童生徒に配付している。同リーフレットには、児童生徒が、いじめにより悩んでいる内容や氏名、学校名、自宅連絡先等を記載し、当該教委宛てに投函するものであり、小学校低学年用(1年～4年)と、小学校高学年(5年～6年)及び中学生用の2種類が作成されている。また、同リーフレットには、「こんな学級・こんな学校でいいの?」や「こんな学級・こんな学校にしたい!」といった、いじめを許さない学校・学級づくりについての意識の醸成を図るイラスト、いじめ発見のチェックリスト、いじめ等に関する相談を受け付けている悩み相談の電話番号なども記載されている。</p> <p>また、同リーフレットは、進学等により、児童生徒の心理状態が不安定となる5月に配付することとしている。受付後は、内容、緊急性等を検討し、一週間をめどに、新たに同リーフレットを同封した上で、当該児童生徒に送付することとしている。平成25年度、26年度及び27年度の受付件数は、それぞれ、23件、25件及び17件となっており、同リーフレットがきっかけで、いじめの認知及び解消につながった事案もある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(2)-⑥ いじめに起因する事件に係る被害者の相談状況(平成28年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について(平成29年3月警察庁生活安全局少年課))

		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	増減数
被害少年(人)		206	148	157	136	108	254	381	251	181	140	▲ 41
相談した	保護者に相談した	61.7	63.5	57.3	58.8	76.9	74.0	70.6	64.9	70.2	74.3	4.1
	学校の先生に相談した	28.6	27.7	31.2	34.6	42.6	34.6	39.6	51.0	44.2	49.3	5.1
	友人に相談した	4.4	3.4	4.5	2.2	4.6	4.7	6.3	10.8	8.8	2.1	▲ 6.7
	警察等の相談機関に相談した	21.4	17.6	20.4	14.0	12.0	13.0	21.5	16.3	25.4	21.4	▲ 4.0
	(%)その他に相談した	0.5	0.0	0.6	2.2	0.0	0.4	2.1	3.2	0.6	0.7	0.1
相談しなかった(%)		15.0	14.2	19.1	16.9	9.3	15.0	16.0	12.4	11.6	12.1	0.5

注) 複数回答である。

(注) 警察庁の資料による。

図表2-(2)-⑦ いじめられたことを誰にも相談していない児童生徒の割合は、重篤ないじめを受けている者ほどその割合が高い傾向があるという調査対象市の調査結果

- ・ 調査対象：市立小学校高学年（4、5、6年生）児童及び市立中学校生徒
- ・ 標本数：4,836人（小学校3,334人、中学校1,502人）

表 いじめの内容といじめの相談先

区分		合計	誰かに相談した	誰にも相談しなかった	無回答	
全体	件数	573	346	162	65	
	構成比 (%)	100	60.4	28.3	11.3	
軽易ないじめ	からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌なことを言われたりした	件数	344	212	96	36
	構成比 (%)	100	61.6	27.9	10.5	
軽易ないじめ	仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした	件数	248	148	78	22
	構成比 (%)	100	59.7	31.5	8.9	
軽易ないじめ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした	件数	134	78	47	9
	構成比 (%)	100	58.2	35.1	6.7	
重篤ないじめ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした	件数	92	61	28	3
	構成比 (%)	100	66.3	30.4	3.3	
重篤ないじめ	お金や物を、おどし取られたり、おどし取られそうになったりした	件数	16	9	6	1
	構成比 (%)	100	56.3	37.5	6.3	
重篤ないじめ	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした	件数	57	36	15	6
	構成比 (%)	100	63.2	26.3	10.5	
重篤ないじめ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした	件数	68	37	26	5
	構成比 (%)	100	54.4	38.2	7.4	
パソコンや携帯電話で、嫌なことをされた	件数	25	10	12	3	
	構成比 (%)	100	40.0	48.0	12.0	
その他	件数	72	41	21	10	
	構成比 (%)	100	56.9	29.2	13.9	

(注) 調査対象市の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-⑧ いじめられたことを誰にも相談していない児童生徒の把握に関し工夫している取組

区分	内 容
SCによる児童生徒全員面接実施の取組	<p>県教委は、全公立学校に対し、SCを週1回派遣している。当該県教委は、子供からの訴えを確実に受け止めるための体制を構築し、いじめの早期発見に資するため、平成26年度から、県内の特別支援学校を除く、全公立学校に対し、いじめの認知件数が増加する年次である小学5年生、中学1年生、高校1年生を対象として、年度当初に、SCによる児童生徒全員の面接を実施するよう求めている。当該県では、当該取組の成果について、独自調査を行っており、その結果によると、下表のとおり、「SCに相談する児童生徒の実人数が増えた」とする学校割合が平成26年度62.2%から27年度66.3%に増加し、「児童生徒からの訴えが増えた」とする学校割合が26年度13.4%から27年度62.6%に増加している。これについて、当該県教委では、当該取組の成果は明らかであると評価している。</p>



表 SCの全員面接による成果

(単位：%)

区 分	小学校		中学校		高等学校		全校種合計	
	平成 26年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度
SCに相談する児童生徒の実人数が増えた	62.9	68.8	65.5	64.0	50.8	59.1	62.2	66.3
児童生徒からの訴えが増えた	13.0	65.0	18.1	60.3	4.9	55.7	13.4	62.6
SCがいじめやいじめの疑いを発見することができた	—	28.2	—	31.6	—	5.5	—	26.7

(注) 1 平成26年度及び27年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」(当該県教委)による。

2 数値は、県内全公立学校のうち、該当すると回答した学校の割合である。

今回、当省が当該県の調査対象とした15校の当該取組の状況をみると、対象学年を6年生にも拡大して実施しているものが1校、学校独自で面接実施前に生徒に問診票を配付し、SCがこれを基に面接を実施するなどの工夫をしているものが1校みられた。

また、学校の意見をみると、全員面接は、①SCの持つ高い専門性を生かせること、②教職員にはできない相談も面識のあるSCならば気軽に相談できること、③SCがいじめの兆候を発見した場合、生徒に対しSC側から働きかけが可能となるなどのメリットがあり、全員面接実施後、いじめの認知件数が増加したとするもの、平成28年度の全員面接時にいじめの兆候を発見し、問題を抑止できたとするものがみられ、おおむね全員面接がいじめの防止や早期発見・対応に有効な手段と評価している状況がみられた。

相談したい教職員を指定して相談できる取組

- ・ 小学校は、平成27年度から、コミュニケーションが苦手な児童や誰にも相談できない児童が教員等に相談しやすくするため、全児童が教職員やSCの中で、相談したい相手を指定し、何でも記入できる「ひだまりカード」を実施している。  
本カードは、鍵付きポストに投函され、収集は1週間に1回程度、教育相談担当教員が行い、児童が相談したい相手として指定した者に渡す方式となっている。本カードは、いじめに限らずどのようなことでも良いので相手を指定して記載できる工夫がなされている。なお、本カードから直接いじめの発見につながった例はない。
- ・ 小学校は、いじめに限らず困っている児童を発見するために、3年生以上の児童を対象に、「先生への手紙」の配付を年2回(6月、11月)の教育相談に合わせて実施しており、個人面談に活用するほか、いじめが疑われる回答があった場合は、管理職等に速やかに報告し、被害児童に話を聞いたりするなどの対応を行っている。本手紙は、誰にも相談できない児童が教員に相談しやすくする工夫として、教員を指定することができ、封をして提出する工夫をしている。なお、本手紙から直接いじめの発見につながった例はない。
- ・ 中学校は、相談しやすい環境を作るため、生徒が悩みを相談したい教職員を指名し、指名された教職員が面談を行う「(学校名)中タイム」を年3回(4月、9月、1月)、全生徒を対象に実施している。当該取組は、実施日を2週間前から周知するとともに、生徒の面談希望日を調整し、実施日に面談を受けることができない生徒は、別日を設けて面談が行われる。実施日には、生徒の部活動や教職員の会議等が実施されず、生徒と教職員がコミュニケーションを取る時間として利

	<p>用されている。相談実績は、いじめに限ったものではないが、平成 28 年 9 月が 33 件、29 年 1 月が 19 件（受験のため 3 年生は除く。）となっている。</p>
いじめられたことを誰にも相談しない児童生徒のその理由を分析し、施策への反映を検討している取組	<p>市教委は、「市教育振興計画」における「学びのセーフティーネットの充実」の施策目標として、「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子供の割合」を目標値とするなど、その解消に向けた施策を展開するとしている。</p> <p>当該市教委は、その一環として、市いじめ等対策連絡協議会から、いじめを誰にも相談しないとす児童生徒が一定数いることから対応を検討してはどうかとの提言を受けたことも踏まえ、誰にも相談しない児童生徒の相談しない理由を分析するため、平成 28 年度に「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施する際に、「誰にも相談しない」と回答した児童生徒に対して必ず理由を聴取し、理由別に人数を報告するよう各市立学校に通知している。聴取する理由の例として、「①誰に相談すべきかわからない、②家族に心配をかけたくない、③弱い立場を知られたくない、④相談したことが他の人に知られることが心配、⑤相談したことに対する仕返しが恐ろしい、⑥仲間外れになるのが心配、⑦相談しても改善が期待できない、⑧現状のさらなる悪化が心配」の 8 例を示している。</p> <p>当該市教委では、現在、学校からの報告を受けその内容を分析中であるが、「相談しても改善が期待できない」など誰にも相談しない主な理由が相談体制にある場合、今後、学校内での相談しやすい体制づくり、S C の配置の充実、学校外の相談窓口の一層の周知等を行うなど、誰にも相談していないとする児童生徒の減少に向けた施策に反映させていきたいとしている。なお、家族に心配をかけたくないなど、相談しない理由が家族との関係にある場合は、即効性のある対応策が困難と考えている。</p> <p>なお、当該市は、平成 27 年度の「誰にも相談しない」割合が 3.1%と全国平均 7.3%と比して低くなっている。</p>
いじめの発見のきっかけの傾向を分析する取組	<p>県は、いじめの発見のきっかけの「本人からの訴え」、「本人の保護者からの訴え」、「本人以外の児童生徒からの情報」が全国平均より高く、学校の取組のうち、「学級担任が発見」は全国平均より高いが「アンケートなどによる発見」は全国平均より低いものとなっている。県教委は、本データを肯定的に捉え、県いじめ問題連絡協議会において委員からも良い評価を受けているとしている。同県教委は、本データの因果関係は不明であるが、①児童生徒の自発的・主体的な取組を推進し、声上がりやすくなってきたこと、②あらゆる研修等を活用して教職員の対応力や観察力を培ってきたことに重点を置いた結果としている。</p> <p>(教育長等への聴取結果)</p> <p>手が焼ける子や、内にこもった大人しい子は、日頃から気にかかり自然と目配りもしているが、問題となるのはいずれにも当てはまらないような中間層の子供たちの変化をいかに気付くことができるかであり、このことが大切である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑨ いじめのささいな兆候を発見するために工夫している取組

区分	内 容
いじめを受けやすい児童をあらかじめ見守り対象とするとともに、いじめを行	<p>小学校は、自己肯定感が低い、おとなし過ぎる、発達障害の傾向にあるなどの児童は、いじめを受けやすかったり、いじめを受けても訴える力が弱かったりすることから、いじめが発生する前から、注意して見守る必要がある児童として見守り対象としている。</p> <p>また、同校では、毎月、全児童に対し、自分や友達の良い面を見つけて報告させ</p>

<p>いやすい児童の個別指導計画を作成し、指導している取組</p>	<p>ており、見守り対象とした児童についてはリストアップして自己肯定感の推移をみている。こうした取組を通じて、児童本人からの訴えはないが、表1のとおり、担任が見守っている児童がいじめを受けているのを発見した例がある。</p>				
<p>表1 いじめを受けやすい児童をあらかじめ見守り対象として、いじめを発見</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 404 578 466">被害児童 (対応年度)</th> <th data-bbox="586 404 1430 466">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 472 578 753"> <p>小学生 (平成27年度)</p> </td> <td data-bbox="586 472 1430 753"> <p>児童Aは発達障害の診断を受けているが、程度が軽いことから特別支援学級には入らず、通常学級におり、週1回通級指導(他校の特別支援)に通っている。 当該児童は、自己肯定感が低く、いじめのアンケートでも、いじめを受けているとの回答はないが、担任が気になる子としてリストアップして見守っていた。 担任が児童Aを見守っているとき、教室内で、児童Aが加害児童数名から、嫌がらせを受けているのを発見した。 当日中に加害児童らを指導した。その後いじめはなくなった。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	被害児童 (対応年度)	概要	<p>小学生 (平成27年度)</p>	<p>児童Aは発達障害の診断を受けているが、程度が軽いことから特別支援学級には入らず、通常学級におり、週1回通級指導(他校の特別支援)に通っている。 当該児童は、自己肯定感が低く、いじめのアンケートでも、いじめを受けているとの回答はないが、担任が気になる子としてリストアップして見守っていた。 担任が児童Aを見守っているとき、教室内で、児童Aが加害児童数名から、嫌がらせを受けているのを発見した。 当日中に加害児童らを指導した。その後いじめはなくなった。</p>	<p>(注) 当省の調査結果による。</p>
被害児童 (対応年度)	概要				
<p>小学生 (平成27年度)</p>	<p>児童Aは発達障害の診断を受けているが、程度が軽いことから特別支援学級には入らず、通常学級におり、週1回通級指導(他校の特別支援)に通っている。 当該児童は、自己肯定感が低く、いじめのアンケートでも、いじめを受けているとの回答はないが、担任が気になる子としてリストアップして見守っていた。 担任が児童Aを見守っているとき、教室内で、児童Aが加害児童数名から、嫌がらせを受けているのを発見した。 当日中に加害児童らを指導した。その後いじめはなくなった。</p>				
<p>また、同校は、いじめの未然防止の観点から、暴力を振るう、命令口調な児童に対しては、平成28年度から、表2のとおり、個別指導計画を担任が作成し、当該児童に係る計画の作成進捗状況について、生徒指導主事及び管理職(校長及び教頭)と情報共有している。</p>					
<p>表2 いじめを行いやすい児童に対して個別指導計画を作成し指導</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 1092 578 1154">対象児童 (対応年度)</th> <th data-bbox="586 1092 1430 1154">個別指導計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 1161 578 1556"> <p>小学生 (平成28年度)</p> </td> <td data-bbox="586 1161 1430 1556"> <p>(長期目標) ① 暴力を振るわない。 ② 命令口調で人の自由を奪わない。 ③ 自分にとって都合の悪い時、話し合いに参加して謝ることができる。 (1学期短期目標) ① 指導目標：暴力を振るわない。 ② 具体的な支援方法・手立て i：手や足を出す前に、言葉で話すことができるよう促す。 ii：母が毎日来校されて支援して下さる。 (2学期短期目標) ① 指導目標：暴力を振るわない。 ② 具体的な支援方法・手立て i：手や足を出す前に、言葉で話すことができるよう促す。 ii：事実を家に連絡して考えてもらう。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象児童 (対応年度)	個別指導計画	<p>小学生 (平成28年度)</p>	<p>(長期目標) ① 暴力を振るわない。 ② 命令口調で人の自由を奪わない。 ③ 自分にとって都合の悪い時、話し合いに参加して謝ることができる。 (1学期短期目標) ① 指導目標：暴力を振るわない。 ② 具体的な支援方法・手立て i：手や足を出す前に、言葉で話すことができるよう促す。 ii：母が毎日来校されて支援して下さる。 (2学期短期目標) ① 指導目標：暴力を振るわない。 ② 具体的な支援方法・手立て i：手や足を出す前に、言葉で話すことができるよう促す。 ii：事実を家に連絡して考えてもらう。</p>	<p>(注) 当省の調査結果による。</p>
対象児童 (対応年度)	個別指導計画				
<p>小学生 (平成28年度)</p>	<p>(長期目標) ① 暴力を振るわない。 ② 命令口調で人の自由を奪わない。 ③ 自分にとって都合の悪い時、話し合いに参加して謝ることができる。 (1学期短期目標) ① 指導目標：暴力を振るわない。 ② 具体的な支援方法・手立て i：手や足を出す前に、言葉で話すことができるよう促す。 ii：母が毎日来校されて支援して下さる。 (2学期短期目標) ① 指導目標：暴力を振るわない。 ② 具体的な支援方法・手立て i：手や足を出す前に、言葉で話すことができるよう促す。 ii：事実を家に連絡して考えてもらう。</p>				
<p>新入生への対応として入学前に中学校との情報交換を実施</p>	<p>高等学校は、学校基本方針に、「新入生への対応として、入学前に中学校との情報交換を行い早期対応に努める」としている。このことについて、同校は、「中学校でいじめの被害・加害の関係にあった生徒が同じ科又は他の科に入学してきた場合、また、同じ部活動に入部した場合、継続していじめが行われるなどの状況が予想される。そのため、中学校在学時の生徒の様子、高等学校に進学した場合の学校への適応や友人関係の構築が苦手など性格的なことも含めて把握していた方がいじめの予防、早期対応が図れるとの観点から記載している」と説明している。</p> <p>同校は、毎年、入試に合格した生徒が在籍する中学校に対し、3月下旬に中学校訪問及び情報交換会を実施している。これは、関係中学校との連携を深めるとともに、入学後の円滑な適応指導及び一層の教育効果の向上を目的としている。同校は、関係中学校に対し、入学前の情報交換の意向を確認する文書をファクシミリで送信した上で、情報交換の意向を示した中学校に対し、同校の教職員(生徒指導部又は</p>				

	<p>3年生の担任)が電話又は訪問して情報交換を行うものである。</p> <p>校長名で関係中学校に送付した文書(「中学校訪問及び入学前情報交換について(依頼)」)では、「訪問に際してお伺いしたい事項」として、①全日制に合格した生徒の健康面及び対人関係において個別の支援・配慮等について、②全日制に合格した生徒の生徒指導上での配慮について、③全日制に合格した生徒のその他特別な配慮についての各項目が挙げられている。</p> <p>平成28年度入学者に関し、事前(平成28年3月下旬)に中学校から情報収集した結果、「性格的におとなしい」、「コミュニケーションを取るのが苦手」等の理由で「高校生活に馴染めないおそれがある」、「いじめが心配」との情報もあったが、学年主任や担任、科職員が情報を共有しているため、該当生徒へのいじめは確認されていないと説明している。</p>
いじめの疑いを24時間以内に教委に報告させる取組	<p>市教委は、いじめに関する情報について、「いじめの疑い」としてメールで24時間以内の報告を学校に義務付け、市教委がその内容を把握し、学校と対策を協議している。その後、いじめとして認知するものがある一方、結果的に認知にまで至らなかったケースも平成27年度において135件みられる。</p>
気になる生徒の実態把握を実施している取組	<p>高等学校は、いじめのターゲットになりやすいとされる、「集団に参加しにくい」、「落ち着きがない」、「コミュニケーションが取りにくい」などの特徴を持つ「気になる生徒」の実態把握を行い、チェックシートに記録し、その情報を教員間で共有する仕組みを作り、いじめの発見につなげる取組を行っている。当該調査結果を分析することにより、不登校生徒がいじめを受けていたことが判明したケースがあり、また、内容に応じてSCを活用、外部機関との連携等の対応を検討できるとしている。</p>
いじめ等の気づきを報告し、学校全体で共有する取組	<p>小学校は、毎月、学級担任がいじめではないと確認できた事例でも児童からいじめの訴えがあったもの全てを共通様式(被害児童名、発見のきっかけ、加害児童名、いじめの内容、指導(対応)内容、現時の状況)により、生徒指導主任に報告することとしている。本報告を学校全体で共有することで、教職員のいじめに対する認識が向上し、平成25年度及び26年度はいじめの認知件数が1件であったものが、取組開始の27年度には14件に増加している。</p>
いじめ発見のチェックポイントをまとめている取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>県教委は、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応することが最も肝要であるとして、教職員向けに、児童生徒の毎日の様子を観察し、児童生徒が発する「小さなサイン(言葉、表情、しぐさ、行動)」を見逃さずに発見できるようにするため、「いじめ発見のチェックポイント」を作成し、県内全公立学校の教職員に配付している。例えば、「登下校時」には、「一緒に登下校する友人が違って来る」、「部活動」では、「部活動に出てこないことが多くなる。また、はっきり理由を言わないで急に部活動を辞めたいと言い出す」などを示している。同県教委は、このような取組により、当該県はいじめの認知件数は全国的に見て高い割合になっているとしている。</li> <li>県教委(総合教育センター)は、平成27年10月に『「いじめ問題」防止・対応マニュアル』を改定し、教職員向けに「いじめを見つける観点」を掲載して、いじめの早期発見に寄与するよう感度を上げる工夫をしている。同マニュアルでは、「学校生活上の観点」と「学校場面ごとの観点」の二つの観点があり、例えば、「学級写真などの顔がいたずらされている」、「遊んでいるだけですよ」という言葉が返ってくる」などを示している。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑩ アンケート調査等に関し工夫している取組

区分	内 容
<p>アンケートとアセスメントツールを関連させて効果的な活用をしている取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、市内の小学校4年生から中学校3年生までを対象としたQ-U（楽しい学校生活のためのアンケート）を平成21年度から実施している。各学校において、年間のQ-U実施計画を策定した上で、6月にアンケートを実施し（原則年1回）、その分析結果に基づき、①学級生活不満足群の児童生徒への個別面談の実施、②ヘルプシグナル（居場所・暴力・無視）を発する児童生徒への個別面談の実施、③個人や学級の課題の発見・対応、④要支援群の児童生徒の情報共有等学校全体での取組に活用している。全校において、Q-Uアンケートは効果があったとしている。</li> <li>・ 中学校は、市教委が11月に設置校を対象に実施する悩みアンケート以外に、市教委と同じ内容のアンケートを7月にも実施している。また、アンケートと同時期に、学級内の個人の適応感を判断するものとして「アセス調査」を実施し、アンケート結果とアセス調査結果を関連させることで効果的な活用ができていているとしている。</li> </ul> <p>アセス調査とは、学校生活に関する34の質問への回答から、「学級適応感」（児童生徒が学校の中でうまくやれていると思っている感覚）を調査するものであり、①生活満足感、②教師サポート、③友人サポート、④向社会的スキル、⑤非侵害的関係、⑥学習的適応からなる六つの側面から学級適応感を測っているものである。同校は、アセス調査の特徴として、i) SOSサインを出している生徒のピックアップに有効、ii) 生徒の達成感の全体を、包括的かつ多面的に判断できる、iii) 学校以外の場での適応状態を推測できる、iv) 教師側の関わりを生徒がどう受け止めているかを確認できるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、hyper-QU（Q-Uに、ソーシャルスキル尺度を加えた検査）がいじめの早期発見にも有効であるとの考えから、重大事態の再発防止策の一方策として、平成28年度は年2回実施することとした。また、市教委は、設置校に対して、①当該検査の回答を業者に送付する前にいじめのヘルプシグナルの事項を確認すること、②小学校卒業後は検査結果を中学校に申し送ること、③当該検査で「要支援群」に区分された児童生徒は校内で情報を共有し継続的な声かけなどを行うよう学校に指示している。</li> </ul> <p>中学校においては、SCが生徒別にヘルプシグナルを確認の上、データベース化し情報を共有し、以前の回答内容と比較していじめの兆候が見られる場合は担任が面談を実施している。</p>
<p>Q-Uの結果に基づき、学級満足度を高めるための事例集を作成・配付している取組</p>	<p>県教委は、県内の全公立学校（小・中・高等学校）の児童生徒（小学3年から高校2年まで）に対して、アンケートQU（学級及び学級内の児童生徒の個々の状況について客観的に把握するもの）を業者への委託により年2回実施している。</p> <p>同県教委は、児童生徒の学級満足度を高める取組がいじめの未然防止につながるとして、親和的な学級づくりを行うため、独自にアンケートQUの結果を活用した学級づくりの取組を、平成25年度から実施している。</p> <p>同県教委は、各学校からの報告に基づき、QUの結果から不満足群等とされ、物を隠されるなどのいじめを受けた児童生徒に対して学校が個別の支援を実践することにより好転した事例などといった、個人又は学級の状況が不満足群に属していたが、学級の改善に向けた取組により、満足群に好転した事例の把握が可能となっている。同県教委は、各学校が学級満足度を高める集団づくりを効果的に行うため、収集した事例を分析・集約した「アンケート調査を活用した『いじめ』の未然防止</p>

	<p>と対応・取組の事例集」(平成 28 年 3 月)を作成した。</p> <p>当該事例集は、同取組を開始した平成 25 年度からの 3 年間の集大成として、県内の全公立学校に対して配付され、児童生徒の安心で充実した「居場所づくり」や「絆づくり」に利用されている。</p>
独自のアセスメントツールを開発して活用している取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、学級の実態や子供の状況を把握するため、クラスマネジメントシートを独自に開発し、同シートを活用し、不登校やいじめ、学級崩壊の未然防止や、その兆候の早期発見・早期対応に努めるよう設置校に指示している。同シートは、子供たちが自分の学級をどのように見ているかを把握する学級認知、子供たちが自分の毎日の生活をどのくらい楽しく充実したものとして感じているかを把握する生活適応感を測るものである。</li> <li>県教委は、大学及び県内の研究開発協力校の協力を得て、平成 25 年度から 3 年間をかけて、学級でのいじめの実態、児童生徒のいじめへの総合的な対応力、学級でのいじめの予防、いじめの解決のための取組等の分析に生かすことができる「学校生活・環境多面調査」(3 種類のアンケートで構成)を開発し、28 年度から県内の全公立小・中学校で実施を促している。同調査の特徴は、①児童生徒が学校における家庭・地域との連携や学校でのいじめ防止の授業等について評価する仕組みとなっていること(児童生徒が学校における取組についてどう考えているかを把握できること)、②集計・分析を学校外部に委託することなく、専用のファイルを用いて教職員自らが行うことができ、学校や市町村に費用負担が発生しないことを挙げている。</li> </ul>
遊び仲間アンケートの実施	<p>小学校は、いじめの兆候を早期に察知し、速やかに対応するため、孤立した児童や児童の友人・グループ関係を把握することを目的として、「遊び仲間アンケート」を年 2 回(10 月、2 月)実施し、個人面談や休み時間における児童の観察に活用している。</p>
アンケートで「いやな思いをした」を全て認知件数として計上している取組	<p>県教委は、いじめの早期発見・対応につなげるため、「嫌な思いをした」というレベルから状況を把握できるよう、平成 25 年度から県内(政令市は除く。以下同じ)の全児童生徒を対象にアンケート調査と聞き取り調査を組み合わせた「いじめ調査」を実施している。「いやな思いをした事がありますか?」にチェックしたものを原則全ていじめの認知件数として計上することとしている。</p> <p>同県教委は、学校長会議や生徒指導主任会議等あらゆる機会に当該調査の考え方を説明し、その趣旨を徹底させていくことが、いじめ防止につながると考えている。また、①県内において、いじめの定義である「児童等が心身の苦痛を感じているもの」(法第 2 条)に基づき、いじめの捉え方を統一できること、②児童生徒がいじめを受けたことを発信、表明しやすくなること、③いじめのレベルを 1 段階、2 段階、3 段階と設定することにより、教職員に個々の児童生徒に対する継続的な見守り、組織的な対応を図ることについて意識を持たせることが同調査の目的であると同時に、きめ細やかな指導につながるものとなっているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑪ 生徒指導教職員の配置など人的体制の強化に関し工夫している取組

区分	内 容
いじめ対策担当教員等の専任教職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、平成 25 年度から各学校の中核的な教員をいじめ対策担当教員として専任化し、全市立学校に一人以上配置(年間約 2 億円で加配教員等を措置)している。同教員は、各教職員からのいじめの疑い情報の集約、いじめ対策委員会の運営、各クラスへの巡回指導等の活動、担任とは違う視点でのアンケート結果</li> </ul>

	<p>の点検などを実施している。その結果、いじめの疑い事案件数が、1.4 倍となるなどの効果がみられた（平成 25 年度：587 件、27 年度：816 件）。また、平成 29 年度から一部学校で養護教諭を複数配置し、うち一人を「こころとからだの先生」として配置することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委では、担任教諭によるいじめ等の問題の抱え込みを防ぎ、児童生徒の支援体制を強化するため、市内の全小・中学校に児童生徒支援専任教諭を各一人配置している。専任教諭は、授業担当時間が軽減され、いじめや不登校等の防止と解決に関して中心的な役割を担当している。</li> <li>・ 市教委は、市内中学校を対象として、常勤講師及び非常勤講師を雇用し、授業を担当させることによって、生徒指導主事の担当授業を 0 時間とし、生徒指導・対応等の業務に従事させている。</li> <li>・ 中学校は、市教委の支援を得て、SC の常駐、外部顧問等の増員による部活動の複数顧問の実現及び顧問不在時の部活動の中止を行っている。</li> </ul>
<p>元校長等の配置による助言・指導等の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教委は、以前から「いじめ等対応支援員」（週 3 回勤務）を雇用しており、平成 28 年度から新たに、元校長を「学校経営支援員」（週 3 回勤務）として雇用している。各学校のいじめ事案に関する情報を把握した上で、学校への巡回訪問や校長会議に出席し、いじめ問題を含めた学校経営全般（教育管理・指導、人事管理）に関するアドバイスと教員の資質向上のための講話等を実施している。これにより、生徒指導上の問題の未然防止や解決に寄与しているとしている。</li> <li>・ 市教委は、児童生徒のいじめ・不登校など、生徒指導上の問題行動等の未然防止や改善に資するため、平成 27 年度から市内 4 中学校に一人ずつ、28 年度から市教委に一人、教員免許、臨床心理士等の資格を所有する、いじめ対応のための相談員を設置している。学校配置の相談員は、様々な時間帯に校内を回り、生徒の様子を観察し、悩みを抱える生徒の認知及び相談に努めている。また、市教委に配置された相談員は、市教委に直接寄せられる相談に対して、学校や関係機関と連携しながら迅速に対応している。</li> <li>・ 市教委は、平成 28 年 4 月から新たに教育相談員を 2 人採用（元学校長及び元市内の P T A 会長）している。同相談員は、毎月複数回、全設置校を訪問し、いじめの記録・保管状況を点検し、いじめ内容に応じた助言や、対処方針等に対する指導を行っている。また、当該市教委が実施する教育相談（児童、保護者及び教職員が対象）を担当している。</li> </ul>

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑫ いじめに係る情報の共有及び抱え込み防止や教職員の孤立防止に関し工夫している取組

区分	内 容
<p>いじめに係る情報の迅速な共有の仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校では、毎日、生徒指導主事が生徒指導便りを発行し、全教職員に配付して、いじめ情報を含む生徒指導に関する情報を全教職員で共有している。生徒指導便りには、①前日及び当日の欠席者、遅刻・早退者の氏名、②「生徒について（気になる生徒に関する状況、対応）」等を記載している。②については、各教職員が気になる生徒がいる場合、その都度、発行日の前日の夕方までに生徒指導主事に情報提供している。「生徒について」の欄には、いじめとして認知した事例も記載することとしており、どのような事例をいじめとして捉えるかの考え方の共有も図ることができるとしている。</li> <li>・ 小学校は、各教員が児童の様子でいじめに限らず気付いたことを様式（K I Z U N A カード）にメモ書きして回覧することで、担任等による抱え込みを防止し、会議を開催する前に複数教員間で情報共有できるように工夫している。少人数学</li> </ul>

	<p>校（全校児童 100 人弱）ではあるが、結果として、いじめの認知割合は高くなっている（平成 27 年度の 1,000 人当たり認知件数は 82 件（全国平均 16.5 件））。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめが疑われる事象を発見又は情報を入手した場合は、すぐに生徒指導主任に報告し、生徒指導主任は、原則として報告を受けた当日に概要メモを作成し、全職員に配付することで早期に情報を学校全体で共有している。また、毎週開催の職員会議で、必ず、「児童理解について」という議題を設け、いじめに限らず気になる児童についての情報交換を行っている。また、気になる児童の実態（顔写真付き）、対応方針等を、共通様式に記入し、学期に 1 度開催される「児童理解の会」において、資料として全職員に対して情報共有している。</li> <li>いじめの被害生徒の性格が感情を出さないなどの場合、見守りが必要な生徒として、全教職員で情報共有し、当該いじめが解消された後も見守りを実施している。また、進級時は注意事項について引継ぎを行っている。その結果、担任の出張時に他の教員又は進級後の担任が、新たないじめを発見した例がある。</li> <li>生徒の生活実態を全職員で共有し、共通理解を図る場として「子ども支援会議」を毎月開催している。同会議では、毎月実施しているアンケートの集計結果を全職員で共有・確認している。</li> <li>毎週金曜日に実施する生徒理解のための職員朝会において、各学級担任が学級で気になっている生徒の状況報告や見守りの依頼等を実施している。生徒に対する共通理解を全職員で図り、いじめを組織的に対応している。</li> </ul>
<p>教職員から相談を受け付ける仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、平成 28 年度から、いじめへの対応、学級経営、保護者対応など、職務上の悩みを抱える教職員からの相談を受け、経験豊富な元教員（2 人）が助言・支援する「いじめ対応等相談教職員支援室」を設置している。相談受付件数（平成 29 年 2 月現在）は 46 件であり、うち、いじめに関するものは 1 件となっている。相談内容は、職場の人間関係についての内容が多く、いじめ関係は、発達障害に係るいじめの指導の在り方のものであった。相談を受け付けた後、原則、勤務先の学校に報告は行わないが、ケースによっては、本人の了承を得て、関係機関につないでいるとしている。</li> <li>市教委は、従前から、いじめ、虐待等の問題の解決のために、学校からの依頼に基づき S S W を派遣しているが、より一層の S S W の活用を図るため、保護者や教職員を対象とした S S W 定期相談会（1 か月当たり 5 日開催し、1 日当たり 2 件受付）を開催し、市庁舎で、来所や電話などにより教職員からも相談を受け付ける体制を整備し、教職員の孤立防止を図っている。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑬ いじめに係る情報の記録及び保存に関し工夫している取組

区分	内 容
<p>いじめに係る情報の保存期間の定めをしているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年 9 月から、当該市内の小中学校 9 年間における児童生徒ごとに個別に問題行動等の案件を連続して記録し、ファイル保管する「生徒指導個別カード」を作成し、進級・進学によって、過去に発生したいじめ等の事案が引き継がれる仕組みを構築している。</li> <li>市教委は、平成 28 年 6 月に、新聞報道等による事例及び不登校調査指針を踏まえ、各市立小中学校に対し、生活（いじめ）アンケートの各児童生徒の卒業までの保存（ただし、最高学年の保存は翌年度末まで）を通知した。</li> </ul>
<p>いじめに係る情報のデータベース化などの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内 LAN を活用し、いじめ等の対応状況を全教職員が自由に閲覧・入力できるデータベースを作成し、随時情報を記録・共有している。</li> <li>市教委と学校、職員間で情報を共有すること等を目的に整備したシステムを全ての市立学校に導入している。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。